宮城県公報

発行
宮城県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目次

告示　　ページ

○救急業務協力申出の撤回の届出　（医療政策課）　一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出　（障害福祉課）　一
○保安林の指定施業要件の変更の予定　（森林整備課）　一
○平成十三年宮城県告示第九百五十八号（漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定）の一部改正　（水産業基盤整備課）　二
○道路の区域変更　（道路課）　三
○道路の供用開始　（　同　）　三
○海岸保全区域の変更　（河川課）　三
○都市計画変更案の縦覧　（都市計画課）　一二

公告

○令和元年度自衛官候補生の募集　（市町村課）　一二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告　（危機対策課）　一三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告　（環境対策課）　一五
○開発行為に関する工事の完了　（建築宅地課）　一六

企業局

○企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程　一七
○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程　一七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告　一七

教育委員会

○教育委員会定例会の開催　一九

公安委員会

○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費について　一九

収用委員会

○県道相馬亘理線蓮沼事件裁決手続開始決定　一九

告示

○宮城県告示第七十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した次の救急医療機関の開設者から、令和元年十二月二十六日をもって、救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。

令和二年一月三十一日

宮城県知事　村井嘉浩

名称	所在地
登米整形外科・外科医院	宮城県伊具郡丸森町字千刈場七

○宮城県告示第七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年一月三十一日

宮城県知事　村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二二一〇〇七二	ケアステーションかすみ草 柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	居宅介護・重度訪問介護・行動援護	株式会社かすみ草	令和二年一月三十一日

○宮城県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年一月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

飛砂の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名取市（次の図に示す部分に限る。）、岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

潮害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡松島町（次の図に示す部分に限る。）、宮城郡七ヶ浜町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十四号

平成十三年宮城県告示第九百五十八号（漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定）の一部を次のように改正し、令和二年一月三十一日から施行する。

令和二年一月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

表女川漁港の項中

「

泊地	特定目的岸壁横泊地	牡鹿郡女川町鷲神浜地先のうち別図に示す延長二六〇メートル及び幅員一五メートル	
泊地	岸壁横泊地①	牡鹿郡女川町鷲神浜地先のうち別図に示す延長七五メートル及び幅員二〇メートル	
泊地	岸壁横泊地②	牡鹿郡女川町鷲神浜地先のうち別図に示す延長一六〇メートル及び幅員二〇メートル	
泊地	南防波堤横泊地	牡鹿郡女川町小乗浜地先のうち別図に示す延長一一五メートル及び幅員二〇メートル	
泊地	物揚場護岸横泊地	牡鹿郡女川町小乗浜地先のうち別図に示す延長六〇メートル及び幅員四五メートルから三五メートル	
泊地	北防波堤横泊地	牡鹿郡女川町小乗浜地先のうち別図に示す延長五〇メートル及び幅員二〇メートル	

」を

「

泊地	特定目的岸壁横泊地	牡鹿郡女川町海岸通り地先のうち別図に示す延長二六〇メートル及び幅員一五メートル
泊地	岸壁横泊地①	牡鹿郡女川町海岸通り地先のうち別図に示す延長七五メートル及び幅員二〇メートル

泊地	岸壁横泊地②	牡鹿郡女川町鷲神二丁目地先のうち別図に示す延長一六〇メートル及び幅員二〇メートル
泊地	南防波堤横泊地	牡鹿郡女川町小乗浜地先のうち別図に示す延長一一五メートル及び幅員二〇メートル
泊地	物揚場護岸横泊地	牡鹿郡女川町小乗二丁目地先のうち別図に示す延長六〇メートル及び幅員四五メートルから三五メートル
泊地	北防波堤横泊地	牡鹿郡女川町小乗二丁目地先のうち別図に示す延長五〇メートル及び幅員二〇メートル

」

に改める。

○宮城県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年一月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　道路の種類　県道

二　道　路　名　相馬亘理線

三　道路の区域

変更の区間			
変更の前後	前	後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
亘理郡山元町山寺字牛橋二〇番一五地先から同郡亘理町吉田字南上一七七番一地先まで	一八・四～三八・五	一八・四～四五・四	四〇〇・〇	四〇〇・〇

○宮城県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年一月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	相馬亘理線	亘理郡山元町山寺字牛橋二〇番一五地先から同郡亘理町吉田字南上一七七番一地先まで	令和二年二月一日

○宮城県告示第七十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十年宮城県告示第千二百六十七号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

海岸の名称				指定区域
大分類	中分類	小分類	小小分類	
三陸南沿岸	気仙沼海岸	大島地区海岸	亀山磯草地先海岸	基点A点（ア）北緯三八度五二分五九秒気仙沼市外浜十四番二の北緯三八度五二分五九秒同市外浜六十三番二地先の北緯三八度五二分五九秒地点B点（イ）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分二二秒三五五八秒（ウ）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分二八秒（エ）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分二六秒（オ）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分二五秒（カ）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分二一秒（キ）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分二〇秒（ク）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分一七秒（ケ）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分一五秒（コ）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分一〇秒（サ）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分一〇秒（シ）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分一〇秒（ス）北緯三八度五二分五九秒東経一四一度三七分一〇秒

(ワ)	(ロ)	(レ)	(ル)	(リ)	(ラ)	(ヨ)	(タ)	(レ)	(ソ)	(モ)	(メ)	(ム)	(ミ)	(マ)	(ホ)	(ヘ)	(フ)	(ヒ)	(ハ)	(ノ)	(ネ)	(ヌ)	(ニ)	(ナ)	(ト)	(テ)	(ツ)	(チ)	(タ)	(ソ)	(セ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分
緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二
三十	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三九	三〇	三〇	三〇	三〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒
度〇	度九	度七	度六	度四	度三	度一	度〇	度八	度七	度六	度五	度五	度四	度四	度三	度一	度〇	度八	度〇	度二	度五	度九	度〇	度四	度五	度一	度六	度四	度二	度〇	度二
五四	五一	五八	五三	五九	五六	五五	五〇	五五	五四	五六	五五	五六	五九	五二	五二	五五	五五	五四	五八	五九	五一	五九	五二	五七	五九	五一	五四	五三	五三	五五	五〇
三七	三七	三四	三七	三〇	三一	三二	三九	三六	三六	三〇	三九	三九	三一	三八	三九	三九	三六	三二	三二	三〇	三三	三三	三三	三五	三三	八三	三〇	三〇	三三	三一	三一
分七	分九	分二	分七	分七	分七	分九	分九	分五	分三	分〇	分〇	四分	分七	分二	分五	分七	分一	分五	分七	分三	分九	分四	分七	分〇	分五	分八	分八	分七	分六	分八	分八
〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の
五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	五地	四地	三地	三地	二地	二地	二地	二地	二地	二地	二地	一地	一地
秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点
四	四	四	四	四	四	四	五	五	五	五	五	五	四	四	四	三	一	二	一	一	七	〇	二	二	四	三	二	二	〇	九	三
五	五	六	六	六	七	九	一	二	二	二	一	一	八	五	三	三	八	〇	七	四	七	一	一	三	〇	九	三	五	一	二	二
七	七	〇	三	八	七	二	六	五	六	一	〇	七	九	九	一	六	五	三	九	二	〇	〇	八	三	四	七	九	五	七	六	九
八	九	七	五	七	四	四	六	八	二	七	東	二	二	九	九	二	二	〇	〇	六	七	六	九	八	一	〇	一	五	五	一	三
東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ア)	(ン)	(ヲ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北
緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二
五三	五三	五三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二三
秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八
三度	二度	〇度	九度	九度	八度	八度	八度	〇度	九度	八度	三度	二度	二度	二度	二度	一度	一度	一度	一度	九度	八度	七度	五度	四度	三度	一度	七度	五度	四度	三度	二度
六五	四五	五八	九五	二五	七五	七五	九五	二五	四五	一五	六五	五五	五一	一五	〇五	〇五	九五	五八	五六	五二	五三	五一	一五	八五	九五	九五	五〇	九五	一五	五八	〇五
二三	三三	七三	三三	〇三	六三	三三	三一	一三	五三	三三	八三	五三	六三	八三	五三	三三	三三	三三	〇三	四三	六三	三一	三三	三九	三三	三五	三九	三二	二三	五三	三三
四分	九分	九分	八分	二分	四分	一分	六分	二分	四分	一分	一分	七分	九分	七分	八分	二分	二分	二分	五分	六分	七分	六分	一分	七分	四分	八分	一分	五分	九分	七分	八分
〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の
地七	地七	地七	地七	地六	地六	地六	地六	地六	地六	地六	地六	地六	地六	地六	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五	地五
点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒
〇	〇	〇	九	九	九	八	七	七	六	五	三	二	一	〇	八	七	六	五	五	五	四	三	三	三	三	三	四	四	四	四	四
七	五	一	八	五	一	二	四	八	九	三	四	八	五	二	九	三	五	〇	五	二	〇	五	四	〇	六	三	〇	〇	一	五	五
八	〇	一	八	七	一	四	四	一	一	一	二	〇	四	一	二	〇	四	五	六	七	四	六	二	一	八	五	七	七	一	一	七
一	八	九	四	四	八	四	四	〇	二	二	八	四	〇	二	七	五	八	八	四	九	六	六	四	六	八	八	八	五	七	九	五
東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

(イス)	(イシ)	(イサ)	(イコ)	(イケ)	(イク)	(イキ)	(イカ)	(イオ)	(イエ)	(イウ)	(イイ)	(イア)	(アン)	(アヲ)	(アワ)	(アロ)	(アレ)	(アル)	(アリ)	(アラ)	(アヨ)	(アユ)	(アヤ)	(アモ)	(アメ)	(アム)	(アミ)	(アマ)	(アホ)	(アヘ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
北緯三六度五三分〇〇六秒東経一四一度三	北緯三六度五三分〇〇六秒東経一四一度三	北緯三六度七五分〇〇八秒東経一四一度三	北緯三六度七五分〇〇八秒東経一四一度三	北緯三六度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三六度八九分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度二五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度三四分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度三五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度五二分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度五七分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度五五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度五五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度四五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度三五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度二五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度二五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度一五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度一五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三	北緯三七度八五分〇〇七秒東経一四一度三

(イロ)	(イレ)	(イル)	(イリ)	(イラ)	(イヨ)	(イユ)	(イヤ)	(イモ)	(イメ)	(イム)	(イミ)	(イマ)	(イホ)	(イヘ)	(イフ)	(イヒ)	(イハ)	(イノ)	(イネ)	(イヌ)	(イニ)	(イナ)	(イト)	(イテ)	(イツ)	(イチ)	(イタ)	(イソ)	(イセ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
七分二九三秒八秒〇度四五六三〇分〇〇地点	七分二九三秒八秒〇度一五八三〇分一〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度九五七三〇分九〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度九七五三〇分六〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度九〇五三〇分〇〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度八四五三〇分五〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度八九五三〇分二〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度八六五三〇分一〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度九五二三〇分八〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度九八五三〇分〇〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度八五六三〇分一〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度八五二三〇分四〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度八五五三〇分四〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度九五一三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度九五五三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度九五一三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度一五一三〇分九〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度一五四三〇分一〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度二五九三〇分八〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度二五八三〇分二〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度五五九三〇分三〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度五五四三〇分九〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度二五〇三〇分九〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度九五七三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度七五七三〇分二〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度五五九三〇分九〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度五五四三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度五五〇三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度五五一三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度五五〇三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度五五〇三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度六五二三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度七五八三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度七五〇三〇分七〇〇地点	七分二八三秒八秒〇度七五二三〇分七〇〇地点

(ｳﾌ)	(ｳﾋ)	(ｳﾊ)	(ｳﾉ)	(ｳﾍ)	(ｳｽ)	(ｳｺ)	(ｳﾅ)	(ｳﾄ)	(ｳﾃ)	(ｳﾂ)	(ｳﾁ)	(ｳﾀ)	(ｳｿ)	(ｳｾ)	(ｳｽ)	(ｳｼ)	(ｳﾈ)	(ｳｺ)	(ｳｹ)	(ｳｸ)	(ｳｷ)	(ｳｶ)	(ｳｵ)	(ｳｴ)	(ｳｳ)	(ｲｲ)	(ｳｱ)	(ｲﾝ)	(ｲﾖ)	(ｲﾜ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
北緯三六度五〇分二一分五の九地点七秒七三六東経一四一度三	北緯三六度五八分二一分五の九地点七秒七四九東経一四一度三	北緯三六度五九分八分五の九地点七秒七五三東経一四一度三	北緯三四度五一分八分八の九地点八秒八二四東経一四一度三	北緯三四度六度五一分二分八の九地点七秒七〇八東経一四一度三	北緯三四度五度五二分九分九の九地点七秒七一〇五東経一四一度三	北緯三三度八度二五分七分七の九地点七秒二六一四東経一四一度三	北緯三三度七度八五分二分二の九地点七秒二六一六東経一四一度三	北緯三三度七度九五分八分二の九地点七秒二三三二東経一四一度三	北緯三三度七度一五分一分二の九地点七秒〇七七九東経一四一度三	北緯三三度六度四五分四分〇の九地点七秒〇二二三東経一四一度三	北緯三三度四度四五分〇分二の九地点八秒九一二四東経一四一度三	北緯三三度二度一五分一分二の九地点八秒七三二四東経一四一度三	北緯三三度一度二五分六分三の九地点八秒六六五四東経一四一度三	北緯三三度三度五六分〇分三の九地点八秒五一四八東経一四一度三	北緯三三度二度七五分七分三の九地点八秒三四八四東経一四一度三	北緯三三度〇度三五分七分三の九地点八秒三一五三東経一四一度三	北緯三三度九度三五分七分三の九地点八秒三一一〇東経一四一度三	北緯三三度五度一五分七分三の九地点八秒三二八九東経一四一度三	北緯三三度四度三五分七分三の九地点八秒二五二八東経一四一度三	北緯三三度五度二五分七分三の九地点八秒一八六一東経一四一度三	北緯三三度二度三五分七分三の九地点八秒〇九四一東経一四一度三	北緯三三度七度七五分七分三の九地点八秒九一二三東経一四一度三	北緯三三度七度二五分七分三の九地点八秒四八三六東経一四一度三	北緯三三度〇度五九分七分三の九地点八秒六六四三東経一四一度三	北緯三三度八度五五分七分三の九地点八秒九一二〇東経一四一度三	北緯三三度五度一五分七分三の九地点八秒一五三〇東経一四一度三	北緯三三度〇度二五分四分三の九地点八秒五七五九東経一四一度三	北緯三三度七度三五分六分三の九地点八秒八〇五三東経一四一度三	北緯三三度九度四五分一分三の九地点八秒一四九四東経一四一度三

基	基	(ｴｺ)	(ｴｻ)	(ｴｹ)	(ｴｷ)	(ｴｶ)	(ｴｵ)	(ｴｳ)	(ｴｴ)	(ｴｲ)	(ｴｱ)	(ｳﾝ)	(ｳﾖ)	(ｳﾜ)	(ｳﾛ)	(ｳﾚ)	(ｳﾙ)	(ｳﾘ)	(ｳﾗ)	(ｳﾖ)	(ｳｺ)	(ｳﾔ)	(ｳﾓ)	(ｳﾒ)	(ｳﾑ)	(ｳﾐ)	(ｳﾏ)	(ｳﾎ)	(ｳﾍ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
D	C	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
点	点	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分
一分	二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯一	緯一	緯一	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯二	緯三	緯三	緯三	緯三	緯三	緯三	緯三	緯三	緯三	緯三	緯三	緯三
同二	一気	三三	二三	一三	一三	一三	一三	〇三	〇三	九三	八三	八三	四三	八三	九三	八三	八三	九三	二三	七三	三六	三六	六三	三六	三六	六三	六三	六三	六三	六三
市五	三仙	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八
亀の	秒沼	一度	一度	八度	四度	三度	四度	五度	一度	八度	四度	六度	九度	七度	二度	七度	九度	五度	九度	七度	七度	七度	七度	七度	七度	六度	六度	六度	六度	六度
山地	七市	一五	三五	九五	二五	九五	三五	八五	一五	八五	四五	九五	二五	九五	四五	五五	八五	五五	八五	六五	五五	五五	五五	三五	二五	〇五	五五	五四	四五	二五
十点	五磯	六二	五二	四二	八二	一二	九二	九二	六二	〇三	九三	六三	三三	七三	五三	九三	〇三	五三	七三	一三	〇二	一二	八二	三二	二四	二二	二〇	二六	二六	二〇
八	四草	〇分	五分	一分	二分	〇分	九分	一分	七分	九分	一分	二分	一分	三分	一分	二分	一分	二分	〇分	〇分	八分	九分	八分	八分	一分	七分	四分	一分	三分	四
番	七	三の	五の	五の	五の	五の	五の	五の	五の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	〇の	五の	五の	五の	五の	五の	五の	五の	五の	五の
一の	東十	地九	地九	地九	地九	地九	地九	地八	地九	地〇	地四	地六	地八	地九	地八	地五	地四	地四	地三	地一	地九	地九	地九	地九	地九	地九	地九	地九	地九	地九
北	経番	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点
緯	一二	六	五	六	五	五	九	六	五	四	一	五	七	三	一	九	七	三	一	四	五	五	八	五	六	六	六	六	七	七
三	四地	八	九	八	〇	八	四	五	六	六	七	九	二	五	〇	一	八	一	八	七	六	六	〇	八	五	六	一	九	〇	三
八	一先	四	八	九	九	〇	五	二	〇	五	二	二	二	六	四	八	二	三	三	四	六	六	七	二	〇	六	九	四	四	一
度	度の	六	七	七	〇	九	八	〇	八	五	七	二	七	七	八	二	三	八	三	三	東	東	東	東	東	〇	東	東	東	東
五	三北	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経
二	緯	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
分	三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
四	度五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	秒二	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
秒		三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

| | | |

(カケ)	(カク)	(カキ)	(カカ)	(カオ)	(カエ)	(カウ)	(カイ)	(カア)	(カン)	(カヲ)	(カワ)	(カロ)	(カレ)	(カル)	(カリ)	(カラ)	(カヨ)	(カタ)	(カヤ)	(カモ)	(カメ)	(カム)	(カミ)	(カマ)	(カホ)	(カヘ)	(カフ)	(カヒ)	(カハ)	(カノ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分	北分
緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇	緯〇
三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三八	三八	三八	三七	三七	三七	三七	三七	三六	三六	三七	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒	八秒
度八	度八	度四	度五	度五	度五	度五	度六	度七	度四	度二	度一	度八	度五	度四	度六	度四	度二	度〇	度九	度九	度〇	度八	度四	度六	度三	度一	度二	度〇	度九	度二
五三	五一	九五	五三	五三	五五	五五	五五	五五	八五	八五	二五	四五	五一	五五	五三	五六	五九	五四	七五	五一	五四	五七	五九	五六	五七	五七	五〇	七五	〇二	五五
二七	二四	八二	一二	八二	三二	〇二	八二	二五	二九	二三	一二	六二	九二	二二	二三	二八	二五	二四	二八	二〇	二六	二三	二九	二二	二二	九二	七二	二〇	〇二	二三
分九	分五	分四	分八	分三	分一	分七	分五	分八	分七	分九	分四	分二	分八	分五	分九	分二	分二	分四	分二	分九	分三	分一	分四	分三	分六	分九	分四	分八	分六	分二
二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の	二の
七地	六地	六地	六地	六地	六地	六地	六地	六地	五地	五地	六地	六地	五地	五地	五地	五地	六地	六地	六地	六地	六地	五地	五地	五地	五地	五地	四地	四地	四地	四地
秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点	秒点
〇	八	七	五	四	四	四	四	二	八	七	〇	一	九	七	七	九	〇	〇	一	一	〇	八	七	八	八	五	九	九	六	四
三	〇	七	四	六	六	三	二	五	一	一	九	一	一	一	四	九	七	七	九	二	一	三	三	六	〇	四	六	八	九	九
四	六	八	五	八	四	三	九	九	三	二	〇	二	二	九	〇	〇	二	六	一	五	七	一	八	〇	九	一	三	〇	八	八
五	〇	一	七	三	〇	七	五	五	九	九	三	九	六	一	一	二	二	五	〇	四	〇	二	二	四	五	二	六	二	二	六
東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

(カネ)	(カヌ)	(カニ)	(カナ)	(カト)	(カテ)	(カツ)	(カチ)	(カタ)	(カソ)	(カセ)	(カス)	(カシ)	(カサ)	(カコ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北	分北
緯一	緯一	緯一	緯一	緯一	緯一	緯一	緯一	緯一	緯一	緯一	緯一	緯一	緯一	緯一
五三	五三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八	秒八
〇度	一度	七度	六度	四度	四度	二度	一度	三度	七度	五度	五度	四度	四度	三度
二五	〇五	六五	七五	二五	九五	〇五	五五	五五	六五	〇五	三五	七五	二五	七二
七二	二二	四二	四二	一二	二二	七二	〇二	二三	二〇	二〇	二〇	二五	二七	二七
四分	五分	九分	九分	四分	〇分	二分	〇分	五分	三分	三分	五分	二分	七分	〇分
五の	三の	三の	三の	三の	三の	三の	三の	三の	三の	三の	三の	三の	三の	三の
地二	地二	地二	地二	地二	地二	地二	地一	地一	地一	地〇	地〇	地〇	地〇	地〇
点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒	点秒
七	五	四	三	一	九	六	二	二	六	五	四	三	一	七
〇	八	六	一	八	二	一	六	三	〇	七	一	六	八	〇
六	七	三	四	七	一	六	六	四	九	四	八	八	一	一
七	四	六	九	五	二	一	一	一	九	二	九	六	七	八
東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

| | | |

(ｹﾗ)	(ｹｮ)	(ｹｺ)	(ｹﾔ)	(ｹﾓ)	(ｹﾒ)	(ｹﾑ)	(ｹﾐ)	(ｹﾏ)	(ｹﾎ)	(ｹﾍ)	(ｹﾌ)	(ｹﾋ)	(ｹﾊ)	(ｹﾉ)	(ｹﾈ)	(ｹｽ)	(ｹﾆ)	(ｹﾅ)	(ｹﾄ)	(ｹﾃ)	(ｹﾂ)	(ｹﾁ)	(ｹﾀ)	(ｹﾘ)	(ｹﾚ)	(ｹｽ)	(ｹｼ)	(ｹｻ)	(ｹｺ)	(ｹｹ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
六北緯三八度五二分一秒	六北緯三八度三二分一秒	六北緯三六度五二分一秒	六北緯三八度四七分五秒	六北緯三八度二五分四秒	六北緯三三度四九地点	六北緯三一度五五分点	六北緯三〇度七八地点	六北緯三〇度五五分点	六北緯二九度〇五地点	六北緯二八度五五分点	六北緯二七度四五地点	六北緯二七度五五分点	六北緯二七度四五地点	六北緯二七度三五分点	六北緯二七度三五地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二四度二〇分点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点
六北緯三八度三六分二秒	六北緯三六度五五分二秒	六北緯三八度四三分一秒	六北緯三四度七五分五秒	六北緯三四度二五分二秒	六北緯三三度四九地点	六北緯三一度五一分一秒	六北緯三〇度七五地点	六北緯三〇度五五分点	六北緯二九度〇五地点	六北緯二八度五五分点	六北緯二七度四五地点	六北緯二七度五五分点	六北緯二七度四五地点	六北緯二七度三五分点	六北緯二七度三五地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二四度二〇分点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点
六北緯三八度四七分四秒	六北緯三五度五五分八秒	六北緯三五度四七分一秒	六北緯三四度七五分五秒	六北緯三二度二五分二秒	六北緯三三度四九地点	六北緯三一度五一分一秒	六北緯三〇度八五地点	六北緯三〇度五五分点	六北緯二九度〇五地点	六北緯二八度五五分点	六北緯二七度四五地点	六北緯二七度五五分点	六北緯二七度四五地点	六北緯二七度三五分点	六北緯二七度三五地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二四度二〇分点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点
六北緯三八度五二分一秒	六北緯三六度五五分二秒	六北緯三八度四二分一秒	六北緯三四度七五分五秒	六北緯三二度二五分二秒	六北緯三三度四九地点	六北緯三一度五一分一秒	六北緯三〇度八五地点	六北緯三〇度五五分点	六北緯二九度〇五地点	六北緯二八度五五分点	六北緯二七度四五地点	六北緯二七度五五分点	六北緯二七度四五地点	六北緯二七度三五分点	六北緯二七度三五地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二五度五三分点	六北緯二五度五三地点	六北緯二四度二〇分点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点	六北緯二四度七五分点	六北緯二四度七五地点
七	七	五	六	二	三	八	三	一	四	九	六	七	七	八	一	二	二	五	八	九	九	九	七	五	四	三	二	四	六	七	一	七
七	七	〇	九	八	五	〇	七	一	二	二	四	三	三	六	九	二	七	九	一	九	三	〇	五	〇	二	一	八	二	三	八	四	四
三	二	〇	九	〇	一	一	〇	一	三	三	五	六	三	六	九	三	二	六	四	六	六	八	五	八	〇	二	一	〇	六	一	八	五
〇	〇	三	七	三	七	四	八	六	七	七	七	二	二	五	五	〇	〇	一	〇	〇	二	八	九	一	二	九	四	五	五	八	八	五
東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

(ｹｽ)	(ｹﾆ)	(ｹﾅ)	(ｹﾄ)	(ｹﾃ)	(ｹﾂ)	(ｹﾁ)	(ｹﾀ)	(ｹﾘ)	(ｹﾚ)	(ｹｽ)	(ｹｼ)	(ｹｻ)	(ｹｺ)	(ｹｹ)	(ｹｸ)	(ｹｷ)	(ｹｶ)	(ｹｵ)	(ｹｺ)	(ｹｳ)	(ｹｲ)	(ｹﾌ)	(ｹﾝ)	(ｸﾖ)	(ｸﾜ)	(ｸﾛ)	(ｸﾚ)	(ｸﾙ)	(ｸﾘ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
六分五秒	六分五秒	六北緯五三度七四分八秒	六北緯五三度七五分八秒	六北緯五三度二五分八秒	六北緯五三度四九地点	六北緯五三度二五分八秒	六北緯五三度八五分八秒	六北緯五三度八六分八秒	六北緯五三度七五分八秒	六北緯五三度二五分八秒	六北緯五三度二五分八秒	六北緯五三度七五分八秒	六北緯五三度二五分八秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度七五分八秒	六北緯五三度五〇分八秒	六北緯五三度五〇分八秒	六北緯四三度八五分九秒	六北緯四三度八五分八秒	六北緯四三度六五分八秒	六北緯四三度六五分八秒	六北緯四三度五五分八秒	六北緯四三度五五分八秒	六北緯四三度四九地点	六北緯四三度四九地点	六北緯四三度二五分八秒	六北緯四三度一五分八秒	六北緯四三度一五分八秒	六北緯四三度八五分八秒
六分四秒	六分五秒	六北緯五三度七四分一秒	六北緯五三度七五分三秒	六北緯五三度二五分二秒	六北緯五三度四九地点	六北緯五三度二五分七秒	六北緯五三度八五分一秒	六北緯五三度八六分一秒	六北緯五三度七五分九秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度七五分一秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度七五分九秒	六北緯五三度五〇分九秒	六北緯五三度五〇分九秒	六北緯四三度九五分九秒	六北緯四三度八五分八秒	六北緯四三度六五分七秒	六北緯四三度六五分七秒	六北緯四三度五五分八秒	六北緯四三度五五分八秒	六北緯四三度四九地点	六北緯四三度四九地点	六北緯四三度二五分八秒	六北緯四三度一五分八秒	六北緯四三度一五分八秒	六北緯四三度八五分八秒
六分五秒	六分五秒	六北緯五三度七四分六秒	六北緯五三度七五分三秒	六北緯五三度二五分二秒	六北緯五三度四九地点	六北緯五三度二五分七秒	六北緯五三度八五分一秒	六北緯五三度八六分一秒	六北緯五三度七五分九秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度七五分一秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度七五分九秒	六北緯五三度五〇分九秒	六北緯五三度五〇分九秒	六北緯四三度九五分九秒	六北緯四三度八五分八秒	六北緯四三度六五分七秒	六北緯四三度六五分七秒	六北緯四三度五五分八秒	六北緯四三度五五分八秒	六北緯四三度四九地点	六北緯四三度四九地点	六北緯四三度二五分八秒	六北緯四三度一五分八秒	六北緯四三度一五分八秒	六北緯四三度八五分八秒
六分四秒	六分五秒	六北緯五三度七四分一秒	六北緯五三度七五分三秒	六北緯五三度二五分二秒	六北緯五三度四九地点	六北緯五三度二五分七秒	六北緯五三度八五分一秒	六北緯五三度八六分一秒	六北緯五三度七五分九秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度七五分一秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度二五分九秒	六北緯五三度七五分九秒	六北緯五三度五〇分九秒	六北緯五三度五〇分九秒	六北緯四三度九五分九秒	六北緯四三度八五分八秒	六北緯四三度六五分七秒	六北緯四三度六五分七秒	六北緯四三度五五分八秒	六北緯四三度五五分八秒	六北緯四三度四九地点	六北緯四三度四九地点	六北緯四三度二五分八秒	六北緯四三度一五分八秒	六北緯四三度一五分八秒	六北緯四三度八五分八秒
七	七	五	六	二	三	八	三	一	四	九	六	七	七	八	一	二	二	五	八	九	九	九	七	五	四	三	二	四	六	七	一	七
七	七	〇	九	八	五	〇	七	一	二	二	四	三	三	六	九	二	七	九	一	九	三	〇	五	〇	二	一	八	二	三	八	四	四
三	二	〇	九	〇	一	一	〇	一	三	三	五	六	三	六	九	三	二	六	四	六	六	八	五	八	〇	二	一	〇	六	一	八	五
〇	〇	三	七	三	七	四	八	六	七	七	七	二	二	五	五	〇	〇	一	〇	〇	二	八	九	一	二	九	四	五	五	八	八	五
東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	経
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

(ｺｸ)	(ｺｷ)	(ｺｶ)	(ｺｵ)	(ｺｴ)	(ｺｳ)	(ｺｲ)	(ｺｱ)	(ｹﾝ)	(ｹｻ)	(ｹﾂ)	(ｹﾛ)	(ｹﾚ)	(ｹﾙ)	(ｹﾘ)	(ｹﾃﾞ)	(ｹﾖ)	(ｹｺ)	(ｹｻﾞ)	(ｹｼﾞ)	(ｹｽﾞ)	(ｹﾀﾞ)	(ｹﾅﾞ)	(ｹﾆﾞ)	(ｹﾇﾞ)	(ｹﾈﾞ)	(ｹﾉﾞ)	(ｹﾊﾞ)	(ｹﾋﾞ)	(ｹﾌﾞ)	(ｹﾍﾞ)	(ｹﾎﾞ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
北緯三八度五六分二四秒の四地点	北緯三八度五五分二〇秒の四地点	北緯三八度四五分五二秒の四地点	北緯三八度〇五分二〇秒の四地点	北緯三七度五五分二一秒の四地点	北緯三七度一五分一二秒の四地点	北緯三七度八五分七二秒の四地点	北緯三七度七五分一二秒の四地点	北緯三七度七五分一二秒の四地点	北緯三七度七五分二五秒の四地点	北緯三七度七五分二七秒の四地点	北緯三七度六五分二八秒の四地点	北緯三七度六五分二七秒の四地点	北緯三七度五五分二三秒の四地点	北緯三七度五五分二四秒の四地点	北緯三七度四五分二六秒の四地点	北緯三七度三五分二五秒の四地点	北緯三七度三五分二二秒の四地点	北緯三七度二五分二三秒の四地点	北緯三七度二五分二二秒の四地点	北緯三七度一五分二二秒の四地点	北緯三七度一五分二四秒の四地点	北緯三七度一五分九二秒の四地点	北緯三七度九五分二二秒の四地点	北緯三七度九五分二二秒の四地点	北緯三七度九五分七二秒の四地点	北緯三七度七五分二二秒の四地点	北緯三七度七五分二二秒の四地点	北緯三七度六五分二九秒の四地点	北緯三七度六五分二九秒の四地点	北緯三七度六五分二四秒の四地点	北緯三七度五五分二〇秒の四地点
六分三分の四地点	六分〇分の四地点	六分四分〇分の四地点	六分〇分九分の四地点	六分三分三分の四地点	六分二分三分の四地点	六分三分〇分の四地点	六分三分〇分の四地点	六分五分〇分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分一分の四地点	六分五分一分の四地点	六分五分〇分の四地点	六分五分〇分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点	六分五分二分の四地点
地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点
秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒
二七三〇東経一四一度三	八三九六東経一四一度三	二九四二東経一四一度三	七六一三東経一四一度三	三七五四東経一四一度三	六六九五東経一四一度三	六三九〇東経一四一度三	六二八〇東経一四一度三	五六一二東経一四一度三	五〇三七東経一四一度三	四五二東経一四一度三	三八七六東経一四一度三	三二九四〇東経一四一度三	二七四〇東経一四一度三	二二〇〇東経一四一度三	一六七四東経一四一度三	〇一一五東経一四一度三	八九九一東経一四一度三	八五四四東経一四一度三	八七四六東経一四一度三	八七〇八東経一四一度三	七七八七東経一四一度三	七七一三東経一四一度三	七三二一東経一四一度三	四〇五九東経一四一度三	五二八二東経一四一度三	五五六四東経一四一度三	五七〇一東経一四一度三	五七一一東経一四一度三	五七二一東経一四一度三	六三二一東経一四一度三	七二八七東経一四一度三

(ｲﾈ)	(ｲｻ)	(ｱｳ)	(ｱｰ)	(ｱｯ)	(ｱｵ)	(ﾖ)	(ﾉ)	(ｼﾝ)	A	(ｺﾑ)	(ﾐﾐ)	(ﾏﾏ)	(ｺﾎ)	(ｺﾍ)	(ｺﾌ)	(ｺﾋ)	(ｺﾊ)	(ｺﾉ)	(ｺﾈ)	(ｺﾇ)	(ｺﾆ)	(ｺﾅ)	(ｺﾄ)	(ｺﾃ)	(ｺﾂ)	(ｺﾁ)	(ｺﾀ)	(ｺﾂ)	(ｺﾋﾞ)	(ｺｽ)	(ｺｼ)	(ｺｻ)	(ｺｺ)	(ｺｸ)
										点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
									(ｱ)	六分北緯五八度五六分二四秒の四地点	六分北緯五八度五五分二〇秒の四地点	六分北緯五八度四五分五二秒の四地点	六分北緯五八度〇五分二〇秒の四地点	六分北緯五七度五五分二一秒の四地点	六分北緯五七度一五分一二秒の四地点	六分北緯五七度八五分七二秒の四地点	六分北緯五七度七五分一二秒の四地点	六分北緯五七度七五分一二秒の四地点	六分北緯五七度七五分二五秒の四地点	六分北緯五七度七五分二七秒の四地点	六分北緯五七度六五分二八秒の四地点	六分北緯五七度六五分二七秒の四地点	六分北緯五七度五五分二三秒の四地点	六分北緯五七度五五分二四秒の四地点	六分北緯五七度四五分二六秒の四地点	六分北緯五七度三五分二五秒の四地点	六分北緯五七度三五分二二秒の四地点	六分北緯五七度二五分二三秒の四地点	六分北緯五七度二五分二二秒の四地点	六分北緯五七度一五分二二秒の四地点	六分北緯五七度一五分九二秒の四地点	六分北緯五七度九五分二二秒の四地点	六分北緯五七度九五分二二秒の四地点	六分北緯五七度七五分二七秒の四地点	六分北緯五七度七五分二二秒の四地点	六分北緯五七度六五分二九秒の四地点	六分北緯五七度六五分二九秒の四地点	六分北緯五七度五五分二四秒の四地点	六分北緯五七度五五分二〇秒の四地点
									(ｲ)	六分北緯五七度一五分一二秒の四地点	六分北緯五七度一五分一一秒の四地点	六分北緯五七度一五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度〇五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度五五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度五五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度四五分一〇秒の四地点
									(ｳ)	六分北緯五七度二五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度二五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度二五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度二五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度二五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度二五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度八五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度八五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度八五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度五五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度五五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度五五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度五五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度五五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度七五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度七五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度七五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度七五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度七五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度七五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度七五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度七五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度七五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度七五分一〇秒の四地点
									(ｴ)	六分北緯五七度三五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度三五分一〇秒の四地点	六分北緯五七度三五分一〇秒の四地点

○宮城県告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙南広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和二年一月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　都市計画の種類及び名称

1　種類

仙南広域都市計画道路

2　名称

三・五・百九号南町裏町線

二　都市計画を変更しようとする土地の区域

1　追加しようとする土地の区域

角田市　角田字大沼、同字久保田、同字住社及び同字南の各一部

2　廃止しようとする土地の区域

角田市　角田字久保田、同字住社及び同字南の各一部

三　縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、角田市役所（産業建設部都市整備課）

四　縦覧期間

令和二年一月三十一日から令和二年二月十四日まで

五　注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

区域

| | | |

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年一月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　入札に付する事項

1　調達案件及び数量　総合防災情報システム保守・運用管理業務　一式

2　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

3　履行期間　令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

4　履行場所　宮城県仙台市青葉区本町地内　外

二　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3　2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4　平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5　平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7　公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8　過去五年間に、国又は都道府県が発注する総合防災情報システムの整備又は保守業務を元請けとして履行した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者であった場合に限る。

9　本業務に配置予定の照査技術者（主任技術者）又は管理技術者（現場代理人）は当該システム同等規模以上の情報システム又はネットワークの運用・管理の実務経験が三年以上の者とする。

10　宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

㈠　入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

㈡　入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

㈢　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

㈣　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

㈤　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三　入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇－八五七〇　宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号　電話〇二二－二一一－三三三

五）へ令和二年二月十八日（火）午後五時までに提出すること。

四　入札書の提出場所等

1　電子調達システムの利用

(一)　本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二)　本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2　書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒九八〇－八五七〇　宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号　宮城県総務部危機対策課防災対策班（電話〇二二－二一一－二三七五）

3　入札説明書の交付期限

令和二年二月十三日（木）午後五時まで

4　一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5　入札書の提出期限及び場所

(一)　システムを用いて入札する場合

イ　入札期間　令和二年三月四日（水）午前九時から令和二年三月十二日（木）午後五時まで

(二)　書面により入札書を提出する場合

イ　日時　令和二年三月十二日（木）午後五時まで

ロ　場所　2に同じ。

ハ　郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6　開札の日時及び場所

(一)　日時　令和二年三月十三日（金）午前十一時

(二)　場所　宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号　宮城県行政庁舎五階危機管理センター

五　入札に参加することができない者

1　二に定める資格を有しない者

2　当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六　その他

1　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

2　入札保証金及び契約保証金　財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3　入札の無効　本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4　入札金額の記載方法　入札書に記載する金額は、委託期間の総額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6　最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無　無

7　契約書作成の要否　要

8　この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としており、この入札に係る調達案件について歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9　申請書等の作成に関する経費　申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10　詳細は入札説明書による。

七　概要

Summary

1　Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Maintenance and Operation Management of Integrated Disaster Prevention Information System (1 set)

2　Period of Contract : April 1, 2020 to March 31, 2021

3　Place of Delivery : Crisis Measures Division, General Affairs Department, Miyagi Prefecture

4　Deadline for Bid Submission : March 12, 2020, 5 : 00 p.m.
5　Time and Place of Bid Selection : March 13, 2020, 11 : 00 a.m. Crisis Management Center, 5th floor of Miyagi Prefectural Government Building
6　Contact Information : Disaster Prevention Measures Section, Crisis Measures Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL.: 022-211-2375

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年一月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　入札に付する事項
1　業務名　令和二年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務
2　仕様等　入札説明書及び仕様書による。
3　契約期間　令和二年四月一日から令和三年三月二十六日まで
4　納入場所　宮城県環境生活部環境対策課
二　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
1　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
2　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
3　宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
4　宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）　別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
㈠　入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
㈡　入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
㈢　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
㈣　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
㈤　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
5　計量法（平成四年法律第五十一号）第百七条に規定する計量証明の事業（計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）別表第四に規定する「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」）の登録を受けていること。
6　宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇－八五七〇　宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号　電話〇二二－二一一－三三三五）へ令和二年二月十七日（月）午後五時までに申請すること。
三　入札書の提出場所等
1　電子調達システムの利用
㈠　本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
㈡　本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。
2　書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇－八五七〇　宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県環境生活部環境対策課水環境班（担当　早坂　文孝　電話〇二二－二一一－二六六六）
3　入札説明書の交付期限
令和二年二月二十六日（水）午後五時まで
4　一般競争入札参加資格審査
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和二年二月二十六日（水）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
5　入札書の提出期限等
(一)　システムを用いて入札する場合
入札期間　令和二年二月二十八日（金）から令和二年三月九日（月）午後五時まで
(二)　書面により入札書を提出する場合
イ　日時　令和二年三月九日（月）午後五時まで
ロ　場所　2に同じ
ハ　郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
ニ　提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
6　開札の日時及び場所
令和二年三月十日（火）午前十時
宮城県行政庁舎十三階　環境生活部会議室
四　入札に参加することができない者
1　二に定める資格を有しない者
2　当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
五　その他
1　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
2　入札保証金　財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。
3　契約保証金　財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
4　入札の無効　本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
5　入札金額の記載方法　契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
6　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
7　最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無　無
8　契約書作成の要否　要
9　申請書等の作成に要する経費　申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
10　詳細は、入札説明書による。
六　概要
Summary
1　Item(s)/Service(s) Required : Water quality analysis of river and lake 1 set.
2　Deadline to Submit Bid : March 09 , 2020, 5 : 00 p.m.
3　Place and Time of Bid Selection : March 10, 2020, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government building, 13th Floor, Environment and Lifestyle Department Meeting Room.
4　Contact : Fumitaka Hayasaka, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2666
5　Currency and Language to be Used for the Contracting Process : Japanese and Japanese yen

---

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和二年一月三十一日
宮城県知事　村　井　嘉　浩
一　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称　多賀城市笠神一丁目五十一番六の一部、五十一番十一、五十一番十二、五十一番十三
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）　福島県いわき市植田町本町三丁目六番十一　小平　みちゑ

企業局

○宮城県企業局管理規程第一号

企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年一月三十一日

宮城県公営企業管理者　櫻　井　雅　之

企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（年次有給休暇の時季指定）

第三条　公営企業管理者は、年次有給休暇（一の年における年次有給休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下同じ。）の日数のうち五日については、基準日（十日以上の年次有給休暇を付与した日をいう。）から一年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）第十四条第三項の規定による年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

2　公営企業管理者は、前項の規定により時季を定めて年次有給休暇を与えようとするときは、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。

3　年の中途において新たに職員となった者に係る第一項の規定の適用については、別に定める。

4　前三項に規定するもののほか、年次有給休暇の時季指定に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この管理規程は、令和二年一月三十一日から施行し、この管理規程による改正後の企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の規定は、令和二年一月一日から適用する。

○宮城県企業局管理規程第二号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年一月三十一日

宮城県公営企業管理者　櫻　井　雅　之

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程（令和元年宮城県企業局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（経過措置）

2　改正後のこの管理規程の規定は、この管理規程の施行の日以後に徴収すべき使用料又は貸付料について適用し、同日の前日までに徴収すべき使用料又は貸付料については、なお従前の例による。

附則第三項を削る。

附　則

この管理規程は、令和二年一月三十一日から施行する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年一月三十一日

宮城県公営企業管理者　櫻　井　雅　之

一　入札に付する事項

1　購入物品　水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）

2　購入物品の数量及び仕様等　入札説明書及び仕様書による。

3　納入期間　令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

4　納入場所　麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場

二　入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3　宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4　宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

㈠　入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び

理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

㈡　入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

㈢　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

㈣　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

㈤　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5　仕様書第三－一－㈠－イ又は同㈡－イにより納入予定の物品が当該仕様に適合していることが確認できること。

6　入札参加資格申請場所　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇－八五七〇　宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号　電話〇二二－二一一－三三三五）へ令和二年二月十七日（月）午後五時までに提出すること。

三　入札書の提出場所等

1　入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇－八五七〇　宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課総務班（担当　佐々木典子　電話〇二二－二一一－三四一三）

2　入札説明書の交付期限

令和二年二月十三日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和二年二月十二日（水）まで三の1あて申し出ること。

3　一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年二月二十七日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4　入札書の提出期限　令和二年三月十二日（木）午後五時（郵送により提出する場合は二重封筒とし、中封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、表封筒に入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

5　開札の日時及び場所　令和二年三月十三日（金）午後一時三十分

宮城県行政庁舎十五階　企業局会議室

四　入札に参加することができない者

1　二に定める資格を有しない者

2　本調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五　その他

1　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

2　入札保証金　企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）第一条の二第一項の規定により準用する財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3　契約保証金　企業局財務規程第一条の二第一項の規定により準用する財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4　入札の無効　本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5　入札金額の記載方法　金額は、一トン当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。

6　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7　最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無　無

8　契約書作成の要否　要

9　詳細は入札説明書による。

六　概要

Summary

1　Nature and Quantity of Items to be Procured : Polyaluminum chloride for public waterworks (unit price contract)

2　Period of Supply : April 1, 2020 to March 31, 2021

3　Place of Delivery : Fumotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koto Water Purification Plant and Nanbuyama Water Purification Plant

4　Deadline for Bid : March 12, 2020, 5 : 00 p.m.

5　Contact Information : SASAKI Noriko, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3413

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和二年一月三十一日

宮城県教育委員会
教育長　伊東昭代

一　日時　令和二年二月七日　午後一時三十分

二　場所　教育委員会会議室

三　事件

第一号議案　職員の人事について

第二号議案　宮城県文化財保護審議会委員の人事について

第三号議案　宮城県指定文化財の指定について

四　傍聴者の定員

十二人

五　傍聴手続

1　傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2　傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六　問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二一―三六一一）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第８号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費を次のように定め、令和２年４月１日から施行する。

なお、これに伴い、平成26年宮城県公安委員会告示第22号は廃止する。

令和２年１月31日

宮城県公安委員会委員長　庭野　賀津子

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は一食437円（消費税を含む。）までとする。

ただし、疾病その他特別の事由があるときは、警察本部長は一食540円（消費税を含む。）まで増額することができる。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第３号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の２の規定により，次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和２年１月31日

宮城県収用委員会

1　起業者の名称

宮城県

2　事業の種類

県道相馬亘理線改築工事（宮城県亘理郡山元町坂元字蓮地内から同町高瀬字新浜三地内まで）

3　裁決手続の開始を決定した土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在　宮城県亘理郡山元町坂元字蓮沼

地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	

20番２	田	雑種地	2,154	2,157.31	1,722.50

4　土地所有者の氏名及び住所

横山[illegible]よ　法定相続人（別紙のとおり）

亘理郡山元町高瀬字新濱三１番地の２

ただし，登記記録上の氏名　横山ねよ

（注）別紙については，当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は，宮城県の執務時間を定める規則（平成元年４月１日宮城県規則第45条）に規定する県の執務時間とする。

5　土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類

なし

6　裁決手続の開始を決定した年月日

令和２年１月24日